### 沖縄ライフサイエンス研究センター共用機器移設業務 仕様書

- **1 目 的** 沖縄ライフサイエンス研究センターの共用実験室内の共用機器について、112、113 号室から 111 号室への移設を実施する。
- 2 件 名 沖縄ライフサイエンス研究センター共用機器移設業務
- 3 履行場所 沖縄ライフサイエンス研究センター (うるま市字州崎5番8)
- 4 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- 5 業務内容 業務内容は、以下及び別添資料(総括数量表、図面)のとおりとする。
  - (1) Mi seq 移設作業 (セットオフ+セットアップ) 1式
  - (2) AKTA Pure25 移設作業 (セットオフ+セットアップ) 1式
  - (3) LC-TOF MSMS システム 移設作業 1式
  - (4) 電気設備 配管工事 1式
  - ※(4)においては、LC-TOF MSMS システムに係る移設先での新規コンセント・配線配管の設置、 移設元での既設コンセント・配線配管の撤去復旧を行うこと。
  - ※すべての移設対象機器について、メーカーまたはメーカー指定業者による事前性能点検を実施し、性能試験表を作成した後、移設を行う。移設後、事前性能点検と同様の事後性能点検を実施し、性能試験表を作成の上、事前点検のデータと照合し提出すること。また、事前性能点検及び事後性能点検を実施し、移設前の性能が得られなかった場合に部品交換も含め、修理等の対応を行い、移設前の性能を確保すること。

#### 6 施工条件等

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、発注者、本施設の指定管理者及び本施設の入居企業と十分に調整を行い、施設利用に支障が生じないように努めること。
- (2) 本施設、本業務の移設対象機器に損傷を与えた場合は、速やかに発注者、本施設の指定管理者及び入居企業へ報告し、直ちに受注者の負担で原状回復を行うこと。
- (3) 停電、振動、騒音等を伴う作業を行う場合、事前に本施設の指定管理者及び入居企業の了解を得ること。
- (4) 本業務に必要な電力や水に関しては、本施設の設備を無償で使用できるものとする。 ただし、使用にあたっては事前に本施設の指定管理者の了解を得ること。

(5) 作業時間帯については、本施設の指定管理者及び入居企業と個別に調整を行い、事前に了 解を得ること。

留意事項:作業日については、入居企業と調整の上、必要に応じて土・日・休日での対応を要する。(詳細は個別調整により把握すること。)

- (6) 本業務に伴い発生した廃棄物は、法令等に基づき適正に廃棄処分すること。
- (7) 本仕様書に記載がなくても、本業務上、当然必要なものは受注者の負担で施工すること。
- (8) 本業務に起因して発注者、本施設の指定管理者、入居企業又は第三者へ損害を及ぼした場合、本業務の受注者は、故意又は過失の有無を問わず、相手方に対し、その損害(事実調査に要した費用、弁護士費用等の一切の費用を含む。)を賠償しなければならない。
- (9) 本業務の納入品について、引き渡しの日より1年間は、目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、無償で補修し、又はこれを取り替える責任を負うものとする。

### 7 契約条項における指定事項

(1) 一括委任又は一括下請負の禁止について

本業務における、主たる部分の履行を再委託してはならない。

主たる部分、主たる部分以外の区分は下記のとおりとする。

【主たる部分】(第三者への一括委任、一括下請負が禁止される範囲)

- · 企画判断、管理運営、指導監督、確認檢查等
- ・発注者及び本施設の指定管理者との連絡・調整、現場管理、完了検査の立会

### 【主たる部分以外】

- ・上記主たる部分以外の業務
- (2) 業務写真等の記録を整備すべきもの
  - ・業務前後、及び業務の状況(全数)
- 8 提出書類 以下の書類を発注者へ提出するものとする。
  - (1) 契約時(契約締結後15日以内)
    - ・移設作業計画書(作業体制表、機器移設詳細工程表、養生計画、電気配管工事 計画書)
  - (2) 完了時(完了後速やかに)
    - ・業務報告書(業務写真(作業前、作業中及び完了))
    - 移設前、移設後の性能報告書の照合結果
    - ・その他発注者が指示するもの

- (3) 完了検査合格時(合格後速やかに)
  - ・引渡書

# 9 完了検査

・本業務の完成にあたっては完了検査を行う。検査に要する費用は全て受注者の負担とする。

## 10 その他

- ・本業務にて移設した機器は、移設と同時に本施設の使用に供するものとする。
- ・受注者は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。 また発注者は、必要があると認めるときは、受注者に前述の状況について報告を求め、 又は調査を行うことができる。

以上